

## 家畜保健衛生所たより

### 豚流行性下痢の防疫措置の再徹底を行いましょ

豚流行性下痢は、平成27年9月以降4月11日現在で14県95農場で発生が確認されています。本病は、糞便等を介して直接的又は間接的に経口感染します。発生予防及びまん延防止を図るために再度、飼養衛生管理基準の遵守、ワクチンの適正使用及び畜産関係施設利用の際の対策の徹底をお願いします。

#### 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守して発生予防・早期発見に努めてください。特に、衛生管理区域に必要な人を立ち入らせないようにすること、畜舎出入口での消毒等のウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします。

#### ワクチンの適正使用

ワクチンの効果は、感染予防ではなく子豚の発症の阻止及び症状の軽減に有効です。使用の際はワクチンの用法・用量を確認し、母豚の健康管理、衛生的な飼養環境等に留意し適切に使用してください。

#### 畜産関係施設利用の際の対策

と畜場及び家畜市場等複数の畜産関係車両が出入りする施設を利用する場合は、入退場時には靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施して下さい。また、と畜出荷後の家畜運搬車両全体を洗浄・消毒し、特に荷台は他の農場由来の豚糞便に汚染される可能性があるため、確実に洗浄・消毒を実施した上で退場して下さい。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで  
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817